

農山漁村で起業にチャレンジしてみませんか？ 女性起業のための補助金を交付しています。

農山漁村の女性による加工、直売、農漁家レストラン等の起業活動は農林水産物の付加価値向上や地域の魅力向上、観光活性化に大きく貢献しています。

令和7年度青森県農山漁村女性の活躍応援事業では、農山漁村女性の活躍推進と、次世代を担う女性起業家の育成や地域の発展を目的に、女性の視点を生かした起業活動支援のための補助金を交付します。

補助対象

1 実施主体

県内の農山漁村女性起業家及び農林漁業に従事する女性、又はこれら女性が中心となり組織する団体

2 取組内容

次の条件を満たす新規起業、経営力向上、高付加価値化を目指した取組や加工技術等の向上、継承につながる取組

- 農林水産資源を活用する取組であること。
- 家族経営協定等で起業部門を設定するか、団体・法人の場合は規約等に起業部門が位置付けられること。
- 事業内容の実現性が高い取組であること。
- 地域における波及効果が高い取組であること。
- 同一の事業内容で他の補助金等の交付を受けないこと。

3 対象経費

- 機械施設整備費 ○新商品開発費 ○販売促進費
- 技術伝承・担い手育成費など

4 補助金額

対象経費の2分の1以内（補助金額上限500千円）

5 補助事業者の選定

4件程度を書類審査により決定します。

応募方法は裏面、詳細は公募要領及び交付要綱を御覧ください。

応募方法

1 必要書類

- 応募用紙（公募要領の様式1）
- 事業実施計画書（交付要綱の別添様式）
- 農林水産業の起業活動の概要が分かる資料
- 補助対象経費の内容を明らかにする見積書、積算資料等
- 収支決算書等の写し又はこれに代わる資料
- 団体の場合は、収支予算書等の写し、組織及び運営に関する規約等の写し等
- 個人の場合は、個人住民税の納税証明書の写し

2 応募方法

お近くの農林水産事務所農業普及振興室へ本人が持参又は郵送してください。

3 応募期間

令和7年5月1日（木）～6月13日（金）

※郵送の場合は必着

○応募先：農林水産事務所農業普及振興室○

東青：青森市長島2-10-3

青森フコク生命ビル6階

TEL：017-734-9965

中南：弘前市蔵主町4

TEL：0172-33-2902

三八：八戸市尻内町字鴨田7

TEL：0178-23-3794

西北：五所川原市栄町10

TEL：0173-35-5719

上北：十和田市西十二番町20-12

TEL：0176-23-4281

下北：むつ市中央1-1-8

TEL：0175-22-2685

○補助事業に関する問い合わせ先○

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県農林水産部 農林水産政策課 農業改良普及グループ

TEL 017-734-9473 FAX 017-734-8133

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/R7challenge.html>

